

市営住宅(空き住宅)募集のご案内②

(月収額の計算方法)

(問合せ先) 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 (市役所4階)

宇部市営住宅等指定管理者 アジアJV

電話 (0836) 37-0211

Fax (0836) 35-0566

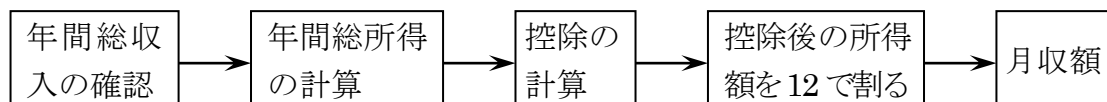
目 次

1. 月収額を計算する前に	1
★ 収入基準早見表	2
2. 月収額の計算方法	
2-1 給与所得者の場合	3
2-2 年金所得者の場合	5
2-3 その他の所得者の場合	6
3. 月収額の計算例	
3-1 給与所得者の場合	6
3-2 給与所得者とその他の所得者がいる場合	7
3-3 年金所得者の場合	8
3-4 年の途中で転職している場合	8
4. 所得控除の種類及びその範囲と控除額	9
5. 裁量世帯について	10

(注) 市営住宅の申込み方法などについては、「市営住宅（空き住宅）募集のご案内①」をご覧ください。

月収額計算のポイント

- 原則として、前年の収入で月収額を計算します。
- 月収額は、次の手順で算定します。



- 入居しようとする人の中に収入のある人が複数おられる場合は、それぞれの月収額を合計します。
 - 入居しようとする人全員の月収額の合計額が15万8千円（※裁量世帯であれば21万4千円）以下であれば、市営住宅に入居するための収入基準を満たします。
- ※ 裁量世帯・・・高齢者世帯、障害者の人などがおられる世帯(10 ページ参照)

1. 月収額を計算する前に

月収額を計算する前に、次のことを確かめてください。

- | |
|---|
| ☐ あなたの同居親族又は同居しようとする親族と扶養親族の数は何人ですか？ |
| ☐ 同居親族とは…入居しようとする親族（本人を除く）のことをいいます。
扶養親族とは…入居しようとする扶養親族及び入居しない遠隔地扶養親族のことをいいます。 |
| ☐ あなたの世帯の総収入金額及び総所得金額はいくらですか？ |

★ あなたの所得は、給与所得ですか？ 年金所得ですか？ その他の所得（事業所得等）ですか？

給与所得とは？	年金所得とは？	その他の所得とは？
棒給、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。 たとえば、会社員、店員パート、事業専従者などの収入をいいます。 給与所得の場合の総収入金額とは、ボーナス、手当等を含んだ金額です。	厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。 たとえば、老齢年金、退職年金等をいいます。 その他、法律により非課税とされる各種年金（障害・遺族・福祉年金等）については含みません。	事業所得、利子所得、不動産所得、雑所得等の所得です。 たとえば、自営業、サービス業、外交員等の所得をいいます。 税の申告をしていない人は、速やかに申告した上で、所得金額を十分確認してください。

★ 月収額を確認する上での注意点

- ① 所得としないもの → 法律により非課税とされている所得については、0円で計算してください。

－非課税とされるものの例－

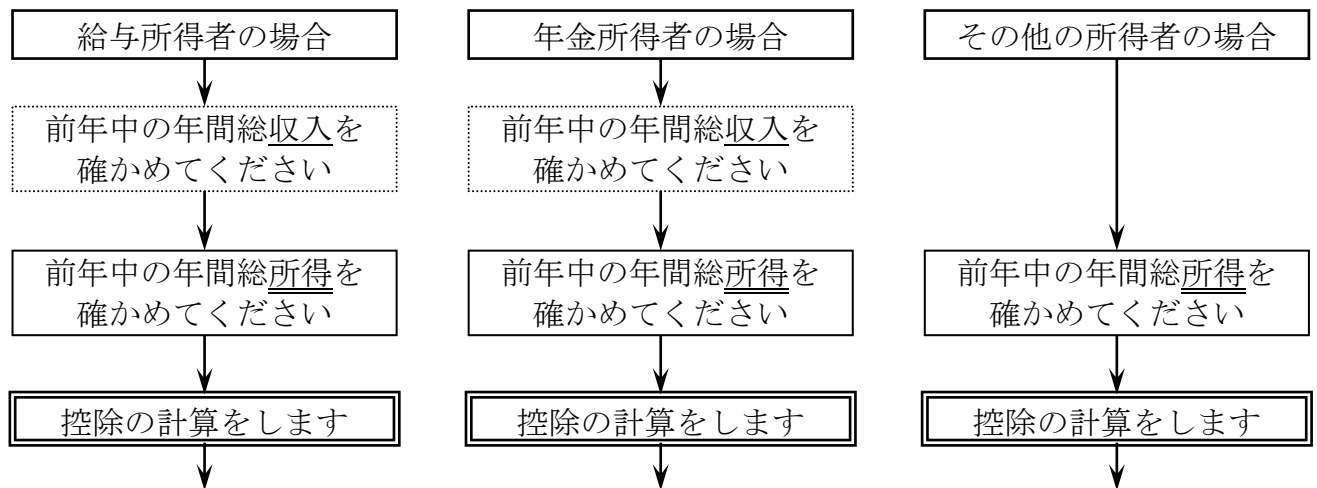
遺族恩給、遺族年金、障害者年金、雇用保険、労働災害保険金、労働基準法に基づく休業補償費、生活保護の扶助料、児童扶養手当等

- ② 退職予定の場合 → 申込のときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で入居資格審査の時までに退職しなければならない人で、以降無職、無収入となる人は、収入は0円として計算してください。

- ③ 新たに勤め始める人の場合 → 支払見込額で推定収入を算出します。

- ④ 年齢は → 市営住宅(空き住宅)募集の申込み締切日現在の年齢とします。

★ 月収額算出のながれ



★ あなたの家族の月収額が、次の基準を超えないかどうかを確かめてください。
基準にあてはまらない時は、申込みができません。

一般世帯	→ 158,000円以下
裁量世帯（10ページ）	→ 214,000円以下

★ 収入基準早見表の見方

- 収入基準早見表の金額は「収入」となります。（ただし、「その他の所得者の場合」は「所得」です。）
- 収入基準早見表は、収入のある人が一人だけの世帯を対象として、同居親族控除のみを考慮して計算したものです。

収入基準早見表					単位：円
	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与所得者の場合 「収入」	2,967,999 (3,887,999) 以下	3,511,999 (4,363,999) 以下	3,995,999 (4,835,999) 以下	4,471,999 (5,311,999) 以下	4,947,999 (5,787,999) 以下
その他の所得者の場合 「所得」	1,896,000 (2,568,000) 以下	2,276,000 (2,948,000) 以下	2,656,000 (3,328,000) 以下	3,036,000 (3,708,000) 以下	3,416,000 (4,088,000) 以下

	単身者	2人世帯	3人世帯
年金所得者の場合（収入）	— (3,924,001) 以下	3,534,667 (4,391,765) 以下	4,041,334 (4,838,824) 以下

（注） 1. （ ）内は、裁量世帯の金額です。

➡ 詳細は、3ページ以降をご覧ください

2-1. 月収額の計算方法（給与所得者の場合）

（1）年間総収入金額の計算

あなたが仕事を始めた時期	計算の方法
① 現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している人	前年中の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄)
② 現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、現在まで1年以上勤務している人	勤務した翌月から12ヵ月間の総収入金額
③ 現在の勤務先に就職してからまだ1年にならない人	勤務した翌月（勤務の開始日が1日の場合は勤務した月）から申込月の前月までの総収入金額を基に、次により計算した推定額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$ = 1年間の推定総収入金額
④ 現在の勤務先に勤めて、まだ1ヶ月分の給与を受けていない人	雇用条件に基づき支給が予定されている1ヶ月分の給与を1.2倍した額に支給が予定されている賞与の額を加えた、1年間の推定総収入額

※ 1年のうち病気、欠勤などのため、収入が著しく減少した月の収入は、これを除いた上、上表③の計算の方法で計算してください。

※ 新たに勤め始める人は、上表④の計算の方法で計算してください。

(A)年間総収入金額

円

（2）年間総収入金額から年間所得金額を計算する方法

年間総収入金額の区分	年間給与所得金額
～ 650,999 円	0 円
651,000 ～ 1,900,000 円	(A) - 650,000 円 - (最大 10 万円) ※1
1,900,001 ～ 3,600,000 円	端数整理後の額 (※2) × 0.7 - 80,000 円 - (10 万円)
3,600,001 ～ 6,600,000 円	端数整理後の額 (※2) × 0.8 - 440,000 円 - (10 万円)
6,600,001 ～ 8,500,000 円	(A) × 0.9 - 1,100,000 円 - (10 万円)
8,500,001 円 ～	(A) - 1,950,000 円 - (10 万円)

※1 10万円は基礎控除振替額。一人につき最大10万円。

※2 1,900,001～6,600,000 円の方は、4,000 円単位で端数整理します。

〔例〕 (A)年間総収入金額が 2,386,998 円の場合

2,386,998 円 ÷ 4,000 円 = 596.7495 小数点以下切捨 → 596 × 4,000 円 = 2,384,000 円

端数整理後の額

年間給与所得金額

円

A 年間所得の合計金額

円

- 入居しようとしている人の中に所得のある人が複数おられる場合は、それぞれの所得を合算します。

(3) 控除の計算方法

年間所得の合計金額から次の控除額を差し引いてください。

控除の種類と金額	控 除 額
① 同居者及び扶養親族控除〔入居しようとする人（入居申込者を除く）及び遠隔地扶養親族〕 38 万円 × 人	円
② ひとり親控除〔ひとり親で所得のある人〕 35 万円 × 人 (年間所得金額が 35 万円未満のときは、その額)	円
③ 寡婦控除〔寡婦で所得のある人〕 27 万円 × 人 (年間所得金額が 27 万円未満のときは、その額)	円
④ 老人控除対象配偶者控除 ⑤ 老人扶養控除 〔控除対象配偶者又は扶養親族が 70 歳以上である場合〕 10 万円 × 人	円
⑥ 特定扶養控除〔扶養親族（配偶者を除く）が 16 歳以上 23 歳未満である場合〕 25 万円 × 人	円
⑦ 障害者控除〔障害者がいる場合〕 27 万円 × 人	円
⑧ 特別障害者控除〔特別障害者がいる場合〕 40 万円 × 人	円
B 控除額の合計額	円

控除額等については、今後法令の改正があった場合は、それに従い改正されます。

(4) 月収額の算定

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{A 年間所得の合計金額} \\ \hline \text{円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{B 控除額の合計額} \\ \hline \text{円} \end{array} \right) \div 12 \text{ 月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{申込家族の月収額} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

★ あなたの家族の月収額が、次の基準を超えないかどうかを確かめてください。
基準にあてはまらない時は、申込みができません。

一般世帯	→ 158,000円以下
裁量世帯（10ページ）	→ 214,000円以下

2-2. 月収額の計算方法（年金所得者の場合）

（1）年間総収入金額の計算

年間総収入の計算	① 引続き 1 年以上年金を支給されている人	前年中の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額。 （2 種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額）
	② 年金を支給されて、まだ、1 年にならない人	年金証書の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額。 （2 種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額）



(A)年間総収入金額

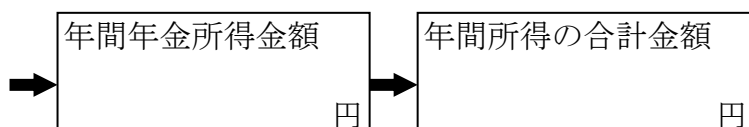
円

（2）年間総収入金額から年間所得金額を計算する方法



受給者の年齢	年間総収入額（A）	年間年金所得金額
65 歳以上	～ 1,100,000 円	0 円
	1,100,001 ～ 3,299,999 円	(A) - 1,100,000 円 - (最大 10 万円) ※1
	3,300,000 ～ 4,099,999 円	(A) × 0.75 - 275,000 円 - (10 万円)
	4,100,000 ～ 7,699,999 円	(A) × 0.85 - 685,000 円 - (10 万円)
	7,700,000 ～ 9,999,999 円	(A) × 0.95 - 1,455,000 円 - (10 万円)
	10,000,000 円 ～	(A) - 1,955,000 円 - (10 万円)
65 歳未満	～ 600,000 円	0 円
	600,001 ～ 1,299,999 円	(A) - 600,000 円 - (最大 10 万円) ※1
	1,300,000 ～ 4,099,999 円	(A) × 0.75 - 275,000 円 - (10 万円)
	4,100,000 ～ 7,699,999 円	(A) × 0.85 - 685,000 円 - (10 万円)
	7,700,000 ～ 9,999,999 円	(A) × 0.95 - 1,455,000 円 - (10 万円)
	10,000,000 円 ～	(A) - 1,955,000 円 - (10 万円)

※1 10 万円は基礎控除振替額。一人につき最大 10 万円。



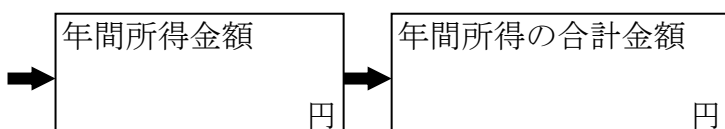
●入居しようとしている人の中に所得のある人が複数おられる場合は、それぞれの所得を合算します。

※ 控除の計算方法、月収額の算定については給与所得者の場合と同じです。

2-3. 月収額の計算方法（その他の所得者の場合）

（1）年間所得金額の計算

開業等の時期	計 算 方 法
① 前年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている人	前年中の年間所得金額 （前年分の所得税確定申告書控えの所得金額） ※所得金額＝年間総収入金額－必要経費
② 前年1月2日以後に現在の事業を始めた人	事業等を始めた翌月からの所得金額でもって計算する （収入期間のとり方等については、「給与所得者の場合」（3ページ）の例にならってください。）



●入居しようとしている人の中に所得のある人が複数おられる場合は、それぞれの所得を合算します。

※ 控除の計算方法、月収額の算定については給与所得者の場合と同じです。

3-1. 月収額の計算例（給与所得者の場合）

- 家族構成
 - 本人（50歳）年間総収入金額 3,850,000円（会社員）
 - 妻（45歳）専業主婦
 - 長女（25歳）大学院生
 - 長男（16歳）高校生（身体障害者4級）

2. 計算方法

○ 年間総収入金額を年間所得金額に換算する。

① 端数整理後の額の算出

$$3,850,000 \text{ 円} \div 4,000 \text{ 円} = 962.5 \text{ 小数点以下切捨} \rightarrow 962 \times 4,000 \text{ 円} = \underline{3,848,000 \text{ 円}}$$

端数整理後の額

② 年間所得金額の算出

$$3,848,000 \text{ 円} \times 0.8 - 440,000 \text{ 円} - (10 \text{ 万円}) = \underline{2,538,400 \text{ 円}}$$

端数整理後の額

○ 申込家族の月収額

$$\frac{(\text{本人の年間所得金額}) - (\text{控除額の合計})}{12} = \text{申込家族の月収額}$$

$$\frac{(2,538,400 \text{ 円}) - (38 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} + 25 \text{ 万円} \times 1 \text{ 人} + 27 \text{ 万円} \times 1 \text{ 人})}{12} = \underline{73,200 \text{ 円 (申込可能)}}$$

●控除額内訳

	[入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族]				
①同居及び扶養親族控除	38 万円	×	3 人	=	114 万円
⑥特 定 扶 養 控 除	25 万円	×	1 人	=	25 万円
⑦障 害 者 控 除	27 万円	×	1 人	=	27 万円

(妻・長女・長男)

(長男)

(長男)

3-2. 月収額の計算例（給与所得者とその他の所得者がいる場合）

1. 家族構成
- 本人（50歳）年間総所得金額 3,000,000円（自営業）
 - 妻（45歳）年間総収入金額 990,000円（パート）
 - 長男（17歳）高校生
 - 長女（14歳）中学生
 - 二女（12歳）小学生

2. 計算方法

- 年間総収入金額を年間所得金額に換算する。（自営業を営む本人は年間所得金額が分かっているため、妻の年間所得金額を算定する。）

① 年間所得金額の算出

$$990,000 \text{円} - 650,000 \text{円} - (10 \text{万円}) = 240,000 \text{円}$$

② 申込家族の年間所得の合計金額

$$3,000,000 \text{円} (\text{本人}) + 240,000 \text{円} (\text{妻}) = \underline{3,240,000 \text{円}}$$

- 申込家族の月収額

$$\frac{(\text{本人の年間所得金額} + \text{妻の年間所得金額}) - (\text{控除額の合計})}{12} = \text{申込家族の月収額}$$

$$\frac{(3,000,000 \text{円} + 240,000 \text{円}) - (38 \text{万円} \times 4 \text{人} + 25 \text{万円} \times 1 \text{人})}{12} = \underline{122,500 \text{円} (\text{申込可能})}$$

● 控除額内訳

①同居及び扶養親族控除	[入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族]			(妻・長男・ 長女・次女)
	38万円	×	4人	= 152万円
⑥特定扶養控除	25万円	×	1人	= 25万円 (長男)

3-3. 月収額の計算例（年金所得者の場合）

1. 家族構成
- 本人（68歳）年間総収入金額 3,350,000円（年金収入(前年中)）
 - 妻（64歳）年間総収入金額 800,000円（年金収入(前年中)）

2. 計算方法

- 年間総収入金額を年間所得金額に換算する。

① 本人の年間所得金額

$$3,350,000 \text{円} \times 0.75 - 275,000 \text{円} - (10 \text{万円}) = 2,137,500 \text{円}$$

② 妻の年間所得金額

$$800,000 \text{円} - 600,000 \text{円} - (10 \text{万円}) = 100,000 \text{円}$$

③ 申込家族の年間所得の合計金額

$$2,137,500 \text{円} + 100,000 \text{円} = \underline{2,237,500 \text{円}}$$

○ 申込家族の月収額

$$\frac{(\text{本人の年間所得金額} - \text{個別控除}) + (\text{妻の年間所得金額}) - (\text{控除額の合計})}{12} = \text{申込家族の月収額}$$

$$\frac{(2,137,500 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}) - (38 \text{ 万円} \times 1 \text{ 人})}{12} = \underline{\underline{154,791 \text{ 円 (申込可能)}}}$$

● 控除額内訳

①同居及び扶養親族控除	〔入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族〕 38 万円 × 1 人 = 38 万円	(妻)
-------------	---	-----

3-4. 月収額の計算例（年の途中で転職している場合）

1. 家族構成 ● 本人（35 歳）

- ・ 3 月 25 日に A 社を退社。4 月 1 日から B 社に就職。
- ・ 7 月募集に応募
- ・ 4 月～6 月の総収入額 900,000 円（6 月賞与 100,500 円含む）

● 妻（30 歳）専業主婦

● 長男（7 歳）小学生

2. 計算方法

○ 年間総収入金額（推定）を算出する。

$$(900,000 \text{ 円} - 100,500 \text{ 円}) \div 3 \times 12 + 100,500 \text{ 円} = 3,298,500 \text{ 円}$$

○ 年間総収入金額を年間所得金額に換算する。

① 端数整理後の額の算出

$$3,298,500 \text{ 円} \div 4,000 \text{ 円} = 824.62 \text{ 小数点以下切捨} \rightarrow 824 \times 4,000 \text{ 円} = \underline{\underline{3,296,000 \text{ 円}}}$$

端数整理後の額

② 年間所得金額の算出

$$\underline{\underline{3,296,000 \text{ 円}}} \times 0.7 - 80,000 \text{ 円} - (10 \text{ 万円}) = \underline{\underline{2,127,200 \text{ 円}}}$$

端数整理後の額

○ 申込家族の月収額

$$\frac{(\text{本人の年間所得金額}) - (\text{控除額の合計})}{12} = \text{申込家族の月収額}$$

$$\frac{(2,127,200 \text{ 円}) - (38 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人})}{12} = \underline{\underline{113,933 \text{ 円 (申込可能)}}}$$

● 控除額内訳

①同居及び扶養親族控除	〔入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族〕 38 万円 × 2 人 = 76 万円	(妻・長男)
-------------	---	--------

4. 所得控除の種類及びその範囲と控除額

控除対象者	対象者の範囲	控除額 (1人当たり年額)	
1. (1)同居親族 (2)扶養親族	入居しようとする親族(入居申込者を除く)及び就学等事情があつて別居している扶養親族	38万円	
2. ひとり親	現に婚姻していない人、又は配偶者が生死不明などの人で、次のすべてに該当する人 ①年間所得金額が500万円以下であること。 ②生計を一にする子(所得金額が58万円を超えている人、他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされている人は除く。)がいること。 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。	その人の所得から35万円を限度として控除する。	個別控除
3. 寡婦	上記の「ひとり親」に該当しない人で、次のすべてに該当する人 ①年間所得金額が500万円以下であること。 ②以下のいずれかに該当する人 ◆夫と死別した後婚姻をしていない人、又は夫が生死不明などの人 ◆夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族(所得金額が58万円を超えている人、他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされている人は除く。)を有する人 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。	その人の所得から27万円を限度として控除する。	
4. 老人控除対象配偶者	満年齢70歳以上の控除対象配偶者	10万円	全体からの控除
5. 老人扶養	満年齢70歳以上の扶養親族(老人控除対象配偶者は除く)	10万円	
6. 特定扶養	満年齢16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円	
●障害者	入居申込者又は同居親族若しくは扶養親族で次に該当する人		
7. 障害者	心身障害者、戦傷病者、原爆被爆者等の認定を受け、手帳を交付された所得税法の障害者控除の対象者で8.の特別障害者に該当しない人	27万円	
8. 特別障害者	所得税法の特別障害者控除の対象者 ①心神喪失の常況者 ②重度の知的障害者(A)及び身体障害者(1,2級) ③精神又は身体に障害のある年齢が満65歳以上の人で、その障害の程度が①又は②に掲げる人に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者 ④精神障害者(1級) ⑤原爆被爆者で、負傷、疾病が原爆の障害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている人 ⑥戦傷病者で障害の程度が恩給法に定める特別項症から3項症までの該当者 ⑦常に就寝を要し複雑な介護を要する人	40万円	

※控除額等については、今後法令の改正があつた場合は、それに従い改正されます。

5. 裁量世帯について

次の（１）又は（２）に該当する場合は、裁量世帯として扱われ、入居しようとする人全員の月収額の合計額が214,000円以下であれば、申込みできます。

（１）入居しようとする人が次のいずれかにあてはまる場合

- ① 入居申込者が60歳以上（単身者の場合）
- ② 入居申込者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の人である場合

（２）入居しようとする世帯の中に次のいずれかに該当する人がおられる場合

身体障害者	身体障害者手帳の交付を受けている人で、障害の程度が1級から4級までの人
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、障害の程度が1級から3級の人
知的障害者	療育手帳がA又はBの人。ただし、療育手帳Bの人は障害の程度が精神障害1～3級に相当する場合に限ります。
戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受けている人で、障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の人
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
引揚者	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
小学校就学前の子供	小学校就学前の子供のいる世帯 （資格の基準日は募集の申込み締切日時点です） ※小学校に就学後は裁量世帯ではなくなります。